

総務庁長官 続 訓弘 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第260号の答申（二）

2000年世界農林業センサスの計画について

2000年世界農林業センサスのうち、平成12年2月実施の農業事業体調査、農業サービス事業体調査、林業事業体調査、林業サービス事業体等調査及び4月実施の農業集落調査の計画については、既に答申（平成11年3月19日、諮問第260号の答申（一））したところであるが、今般、平成12年8月に実施予定の林業地域調査の計画について、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査票の構成及び調査方法

今回の調査計画については、前回調査（1990年）以降の情報化の進展を踏まえ、行政記録を可能な限り活用することにより報告者負担の軽減を図るとともに、これに合わせて、調査票の分割及び調査方法の変更を行うこととしている。

すなわち、前回調査では、市区町村を調査単位としての林業地域として認定し、申告者を特定せず、農林水産省地方統計情報事務所等の出張所の職員（以下「出張所職員」という。）による他計申告方式により調査を実施したが、今回調査では、調査単位は前回と同様であるが、都道府県を調査先とし、その保有する行政記録を活用し、自計申告方式により調査する「調査票A」と、国の出先機関、都道府県、市区町村、特殊法人等を調査先とし、出張所職員が資料収集又は面接聞き取りにより調査する「調査票B」とに分割して調査することとしている。

これについては、これまでに比べ調査先を特定するとともに、行政記録を活用することにより、報告者負担の軽減及び本調査の簡素化、効率的実施を図るものであり評価できる。

(2) 調査事項

調査事項については、林業サービス事業体等調査などで把握することとした事項を削除する一方で、森林被害面積、上・下流の協力及び国民参加による森林整備の状況など森林の公益的機能等を把握する調査事項を追加している。

これについては、今後、農林業の地域調査を国土・環境保全等と関連した事項を把握する調査として体系化するという諮問第260号の答申（一）において示された方向

性に合致するものであり、妥当と認められる。

(3) 把握時点

調査の実施期日については、前回調査と同様8月1日であるが、調査の把握時点については、行政記録を活用する「調査票A」は、前回の8月1日現在を4月1日現在に変更するとともに、出張所職員の資料収集又は面接聞き取りにより調査する「調査票B」は、前回の8月1日現在を一部について4月1日現在に変更することとしている。

これについては、調査事項によって把握時点に数か月の差が生じることとなるが、本調査が、前回調査以降の10年間における変化の実態を把握するものであることから、結果利用上特段の問題はないものと認められる。

2 今後の課題

諮問第260号の答申（一）において、次回センサスに向けて、農業集落調査及び林業地域調査を組み替え、農業と林業の一体的な地域調査として、中山間地域を対象に国土・環境保全等と関連した事項を調査内容とする「農林業地域調査」（仮称）の実施について検討することを指摘したところである。

「農林業地域調査」については、農業集落調査及び林業地域調査における調査単位が、前者は農業集落、後者は市区町村と異なっていることから、一体的に調査するため、両者の地域調査としての整合性を図るとともに、地理情報処理の高度化の状況を踏まえ、中山間地域における国土・環境保全等のための取組の把握など必要な事項が的確かつ効率的に把握できるよう検討する必要がある。

また、このうち、林業に係る地域調査の部分については、可能な限り申告者を特定することを検討するとともに、報告者負担の軽減、調査の効率的実施を図る観点から、次の事項について検討する必要がある。

- (1) 都道府県等における情報処理の高度化等を踏まえつつ、電子的手段による調査の導入等できる限り効率的な調査方法へ移行すること。
- (2) 行政記録の電子情報化の進展等を踏まえ、そのより一層の活用を図ること。
- (3) 報告者負担の軽減に配慮しつつ、森林の公益的機能を始めとする国土・環境保全等と関連した調査事項を整備する一方、行政記録を活用することにより既存の調査事項を簡素化するなど調査事項の見直しを図ること。